

米国の労働政策

雇用政策・成人向け施策

03



1.3. 成人向け施策

1.3.1. WIA成人向けプログラム

(WIA Adult Program)

18歳以上の低技能者や不完全雇用者（退役軍人や移民を含む）にアメリカンジョブセンターを通じてキャリアカウンセリング、仕事紹介、職業訓練、学位の取得支援を提供し、所得向上を推進するプログラム。労働力投資法（WIA）および労働力革新機会法（WIOA）にもとづく。支援は求職者のニーズに応じて、基本サービス、集中サービス、訓練サービスの3段階に分類されている。

基本サービスは18歳以上であれば誰でも受けることができるが、集中サービスや訓練サービスについては基本的に生活保護受給者やその他の低所得者が優先される。細かい要件は、地域労働力投資委員会（LWIB）が設定するため、地域によって異なる。18～21歳の若者は、成人向けプログラムと後述のWIA若者向けプログラムの両方を受けることができる。

WIOAは、四半期ごとならびに年度ごとの業績を公表している。2017年（2017年1月1日～2017年12月31日）に基本キャリアサービスを受けた人数は約45万人、個別キャリアサービスを受けた人数は約20万人、訓練サービスを受けた人数は約16万人だった⁸。

2019会計年度の概算要求では、前年度の約8億1,400万ドルより約40%減となる約4億9,000万ドルの予算が割り当てられているが、これは州・地域政府、企業からの財源拡大を予定していることである。

1.3.2. WIA非自発的離職者向けプログラム

工場閉鎖や倒産、大量の人員解雇などにより職を失い、元の業種や職種に戻れる確率が低い18歳以上の非自発的離職者に就業支援および訓練を提供し、成長分野への労働移動を促進する制度。アメリカンジョブセンターを通じて基本サービス、集中サービス、訓練サービスを提供する。その他、状況に応じてプログラム参加者に輸送手段、育児、住宅を提供する支援サービス（Supportive Services）や、閉業や大量解雇によって失職が予期される従業員のために職場でサービスを提供する迅速再就職支援サービス（Rapid Re-employment Service）なども同プログラムに含まれる。対象者は下記のとおり。

- 解雇または一時解雇され、失業給付の受給要件を満たす者、または給付期間が終了した者
- 仕事の継続を切望するが前職への復職は困難で失業保険の資格を持たない者
- 工場閉鎖や大量解雇の結果、解雇または一時解雇されたか、解雇通知または一時解雇通知を受け取った者
- 180日以内に閉鎖が予定されている職場で働く者
- 個人事業主だったが（農業、漁業、酪農従事者を含む）、地域経済の停滞や自然災害が原因で失業した者
- 家族に扶養されていたが、その家族が収入の手段を失った主婦や主夫

また、予期せぬ大量解雇に対応して労働長官の裁量で出される国家離職者助成金（National Dislocated Worker Grants）がある（旧国家緊急助成金）。この助成制度は非自発的離職者を援助するために一時的に資金を拡大してWIOAにもとづく就職支援・訓練サービスを強化し、離職者のエンプロイアビリティを高めて再就



1.3.3. 貿易調整支援制度 (Trade Adjustment Assistance)

職につなげることを目的とする。災害時の国家離職者助成金は、非常事態宣言がなされ、連邦緊急事態管理庁 (Federal Emergency Management Agency、略称 FEMA) による公的援助の資格を受けた地域などに対する復興支援の一環として一時的な雇用機会を創出するために資金を供給するものである。

最近では、2016年3月に一連の自然災害で影響を受けたテキサス州のジャスパー郡、ニュートン郡、オレンジ郡での復興に関わる臨時雇用を創出するために同州労働力委員会に対して国家離職者助成金が供与された事例、2017年1月に大きな経済ダメージを受けたワイオミング州の炭鉱産業に従事し職を失った約140人の労働者の再就職を支援するために200万ドルを上限とする国家離職者助成金が供与された事例などがある。

貿易自由化の影響で、外国からの輸入増加、生産拠点の国外移転、海外アウトソーシングにより勤め先の売上が減り、その結果失業した、労働時間が短縮した、または所得が減少した労働者に職業訓練や再就職支援、所得補助を与える制度。1974年通商法にもとづく。解雇から1年以内にインターネット上またはアメリカンジョブセンターで申請し、対象者としての認定を受ける。

同制度は2011年10月の貿易調整支援延長法 (Trade Adjustment Assistance Extension Act) によって、対象業種がサービス業とICT (情報通信技術) 業界の労働者にも拡大され、完了TRA (Completion TRA) という給付金が追加された。この追加措置は2014年12月31日をもっていったん終了したが、2015年6月29日にオバマ大統領 (当時) が若干の修正と6年間の制度延長を規定した貿易調整支援再授權法 (Trade Adjustment Assistance Reauthorization Act of 2015) を成立させ、2021年6月30日まで延長されることとなった⁹。

2019年度の概算要求では貿易調整支援に対して7億9,000万ドルが割り当てられた。内訳は職業訓練費に4億5,000万ドル、貿易調整給付金 (Trade Adjustment Allowances、略称 TAA) に3億100万ドル、代替・再雇用貿易調整支援金 (Alternative-Reemployment TAA) に3,900万ドルとなっている。

1) 受給要件¹⁰

連邦労働省(DOL)が貿易関連の事情により仕事を失ったと認定した労働者グループ。貿易関連の事情には、輸入の増加、外国への拠点移転、貿易による会社の生産減少が含まれる。

2) 支援内容¹¹

① 就業支援およびケースマネジメントサービス

- スキルレベルとニーズの包括的なアセスメント
- 個別キャリアカウンセリング
- 目標や目的を明確にした個別就職活動計画の作成
- 既存の訓練、カウンセリング、金銭的援助に関する情報提供
- 学習能力やコミュニケーション力や面接スキルの向上といった短期の就業準備サービス
- 地域の雇用統計に関する情報提供

② 職業訓練

認められている訓練は、教室授業での訓練、OJT、特定の雇用主のニーズに合わせてカスタマイズした訓練、見習いプログラム、高等教育機関での教育、基礎教育および補修教育（GED、読み書き、数学、英語を母国語としない人向けの英語コースなど）。貿易調整支援プログラムの財源から州が訓練供給者に訓練費用を支払う。

訓練はフルタイムでもパートタイムでも可能だが、TRAを受給するにはフルタイム参加が要件となっている。認定を受けた労働者は、一時解雇までの期間に訓練を受けることができる。訓練を受けるには以下の6つの条件を満たす必要がある。

- 労働者に合った仕事がない
- 訓練が労働者にとって有益である
- 訓練終了後に就職できる見込みがある
- 訓練の利用が可能である
- 訓練に参加し終了する資格がある
- 訓練が妥当なコストで利用可能である

③ 貿易再調整給付金

(Trade Readjustment Allowances、略称TRA)

フルタイムで訓練参加中に受けられる所得補助。週当たりの給付金額は参加者の失業保険給付額により異なる。2015年貿易調整支援再授権法にもとづくTRAは以下の3種類である。

a. 基本TRA

同制度認定の訓練に参加中、訓練を修了、または訓練の参加義務を免除された者は、失業保険給付と合わせて最長52週の基本TRAが支払われる。既に失業保険給付を52週分受給した者は、基本TRAを受けることはできない。職業訓練を受講していなくても、州政府が定める適用除外条件を満たせば、基本TRAが支払われる。除外条件は以下の3種類である。

- 健康上の理由
- 労働者に合った適正コストの訓練が存在しない
- 訓練には申し込んだが、60日以内に訓練が始まらない

b. 追加TRA

同制度認定の訓練に参加中で、基本TRAの給付期間が満了した者には、給付期間が最長65週延長される。

c. 完了TRA

制度認定の訓練に参加中で、基本TRAおよび追加TRAを受給する権利が満了した者が対象で、最長13週間である。完了TRAを受給するには以下の5つの追加条件を満たす必要がある。

- 訓練プログラムを終了するためにTRAによる追加の所得補助が必要である
- 毎週訓練に参加している



- 訓練計画書に記載された業績基準点を満たしている
- 訓練終了に向けてさらに進歩すると期待できる
- 完了TRAの受給期間中に訓練を終了することができる

④ 再雇用貿易調整支援金 (Alternative/Reemployment Trade Adjustment Assistance、略称RTAA)

年齢が50歳以上で、再就職後の年収が5万ドル未満の者が対象となる。対象者が前職より低い賃金で就職した場合に、RTAAから解雇前の年収と現在の年収の差額の50%を最長2年間、1万ドルを限度として賃金補助を受けることができる。対象者は就業支援やケースマネジメントサービスを受け、医療保険料税額控除を申請することができる。また、同制度認定の訓練を受講することができる。TRAを受け取るか、RTAAを受け取るかは労働者本人が決めることができるが、同時に両方を受給することはできない。

⑤ 就職活動手当 (Job Search Allowances)

同手当は通常の通勤圏の範囲外で就職活動を行うときに発生する費用を補うものである。その地域での適正な給付は各州政府の裁量に任されている。通勤圏内に適当な仕事（雇用を維持し、家族を養うために必要な所得を得られる仕事）が見つからないとアメリカンジョブセンターの職員に認められた場合、通勤圏外での就職活動（面接など）にかかった経費の90%（最大1,250ドル）が支払われる。

⑥ 転居手当 (Relocation Allowances)

同手当は適当な仕事（雇用を維持し、家族を養うために必要な所得を得られる仕事）のために通常の通勤圏

の範囲外に転居しなければならないときに発生する費用を補うものである。通勤圏内に適当な仕事が見つからず、圏外での就職が決まり、転居しなければならない場合に、その費用の90%が支払われる。さらに、平均週給の3倍に相当する一時金（最大1,250ドル）も給付される。

⑦ 医療保険料税額控除 (Health Coverage Tax Credit)

同控除は有資格の個人およびその家族が加入する医療保険料の72.5%を連邦政府が補助する制度で、貿易調整支援受給者（RTAA受給者を含む）も対象となる。

3) 成果¹²

2016年度（2015年10月1日～2016年9月30日）の同プログラム申請数は1,453件で、うち認定されたのは1,192件である。申請が最も多かった業種は製造業（56.5%）だった。

貿易調整支援の認定を受けた人は12万6,844人で、そのうち4万5,814人が同支援を受けた。訓練を受けたのは53%以上で、そのうち93%が訓練を終了し、資格認を取得した。支援を受けた人の76%がプログラム終了後6カ月以内に雇用されている。そのうち79%は前職とは異なる業種に就職している。再就職先業種のトップ5は、製造業（26.4%）、行政・支援・廃棄物処理および修復サービス（14.2%）、医療・社会福祉（11.6%）、小売（7.1%）、専門・科学・テクニカルサービス（5.2%）である。

1.3.4. 貿易調整支援コミュニティ カレッジ・キャリア訓練¹³

(Trade Adjustment Assistance Community
College and Career Training、略称TAACCCT)

貿易調整支援制度対象者の職業訓練を強化するため、単体のコミュニティカレッジや複数のコミュニティカレッジからなるコンソーシアムに助成金を給付する制度。

全国民に1年以上の高等後教育を受ける機会を与え、学位、修了証、業界に認められた資格取得者数の増加を目指す。2020年までに米国の大卒者比率を世界一に引き上げるというオバマ政権が1期目に掲げた目標にもとづく。コミュニティカレッジと産業界の連携をさらに強化した、最先端製造業、医療、サイバーセキュリティ、IT、エネルギーといった成長産業に属する企業のニーズに即した、座学での講習と職場での実習を組み合わせた教育・訓練カリキュラムを設計する。シミュレーション技術など最先端技術の活用を推進する。

TAACCCTは、2009年の米国復興・再投資法(American Recovery and Reinvestment Act)によって設立が承認された。そして翌年3月、オバマ大統領が医療保険・教育予算調整法(Health Care and Education Reconciliation Act、通称ヘルスケア改革法)に署名し、4年間(2011~2014年度)で合計約20億ドルの予算が割り当てられた。

同制度は、①2011年10月~2015年9月、②2012年10月~2016年9月、③2013年10月~2017年9月、④2014年10月~2018年9月の4つのラウンドに分かれており、助成を受けるコミュニティカレッジは全部で256大学である。コミュニティカレッジは、助成金の給付条件の1つとして、訓練参加者のパフォーマンスに関するデータを卒業後も追跡収集することが求められる。州内のほかのコミュニティカレッジや失業保険事務所と協力し、訓練修了者数、就職者数、就職定着率、資格や単位取得者数、訓練修了後の所得といったデータを収集。そして労働者にどの教育や訓練プログラムが自分のニーズに

9 Employment and Training Administration, Department of Labor, "TAA Program Benefits and Services under the 2015 Amendments," <https://www.doleta.gov/tradeact/benefits/2015-amendment-benefits.cfm> (last visited June 1, 2018)

10 Employment and Training Administration, Department of Labor, "The Trade Adjustment Assistance Program: Getting Back to Work after a Trade Related Layoff," https://www.doleta.gov/tradeact/docs/program_brochure2014.pdf (last visited June 1, 2018)

11 Employment and Training Administration, supra note 2.

12 Employment and Training Administration, Department of Labor, "Trade Adjustment Assistance for Workers Program Fiscal Year 2016," <https://www.doleta.gov/tradeact/docs/AnnualReport16.pdf> (last visited June 1, 2018)



合っているかを見極める際に役立つ情報を与える。同時にカリキュラムの改良にも役立つ。また、開発した講義資料はすべて、オープン教育リソースイニシアティブを通じて一般公開する。

TAACCCTの参加者は男女比では男性が60%、女性が40%と男性が多く、フルタイム・パートタイム比ではフルタイムが45%、パートタイムが43%でフルタイムが若干多い(以上、2015年9月30日までのデータ)。また、人種では非ヒスパニックの白人が59%と多い。ラウンド1からラウンド3までの参加者の平均年齢は31歳である。2015年9月30日までにTAACCCT助成プログラムを通して取得された学位・資格の数は15万9,921に上り、プログラムを終了した参加者の割合は34%である。有職の参加者の32%はプログラムに参加したことで賃金上がり、入学時無職だった参加者の4割強はプログラム終了後に就職している¹⁴。

図表 4 TAACCCT のプログラム数

ラウンド	予定されたプログラム数	実施されたプログラム数	実施プログラム (%)
1	906	852	94
2	668	654	98
3	505	477	94
4	711	621	87
全ラウンド	2,790	2,604	93

図表 5 TAACCCT の枠組み



図表4・5出所：Income and Benefits Policy Center, "Early Results of the TAACCCT Grants," <https://www.dol.gov/asp/evaluation/completed-studies/20170308-TAACCCT-Brief-4.pdf> (last visited June 2, 2018)

ワシントン州の医療分野 e-ワークフォース・コンソーシアム

ワシントン州ではTAACCCTプログラムにもとづく医療分野e-ワークフォース・コンソーシアムにBellevue Collegeを中心に9コミュニティカレッジが参加している。同コンソーシアムは需要と賃金の高い医療IT分野での訓練を退役軍人やその配偶者およびTAA有資格者等向けに開発し、医療IT、モバイルデバイス管理、医療データ分析、医療ITセキュリティなどの学位（準学士）と資格を新設している。カリキュラムと合わせて、単位付与に関する厳格な評価制度を確立している。同コンソーシアムはCarnegie Mellon University Opening Learning Initiativeと提携し、コースやデータ解析システムを共同開発する。

出所：Employment and Training Administration, Department of Labor, “Annual Report FY 2013,” https://doleta.gov/taaccct/pdf/annualreport_fy2013.pdf (last visited June 3, 2018)

1.3.5. 非自発的離職者向けユニバーサルプログラム

(Universal Displaced Worker Program)

現行制度では、会社都合によって職を失った者向けの支援制度として、WIA 非自発的離職者向けプログラムと貿易調整支援の2種類が存在するため、この2つを統合し、離職理由を問わず、すべての非自発的失業者に就業支援、職業訓練や訓練中の所得補助を平等かつ迅速に、そして個々のニーズに合わせて提供する非自発的離職者向けユニバーサルプログラム制度の設立が、オバマ政権下2014年度予算の概算要求で提案された。

非自発的離職者向けユニバーサルプログラムでは、前職での就業期間が3年以上の場合、年間で一律4,000ドルの職業訓練手当を最長2年支給し、成長産業への就職に必要なスキルや知識の習得を促進する。また訓練を継続できるよう、通常26週の失業保険給付に加えて、育児や交通費手当などとして150～300ドルの手当を最長78週給付する。さらに、ほかの都市や州での就職活動手当として最高1,250ドル、そして通勤圏外での就職が決まった場合は最高1,250ドルの転居手当も給付する。50歳以上で再就職先（フルタイム）での年収が5万ドル未満の者には、所得補助を最長2年間支給する。年間で最高100万人に質の高い再就職支援を提供することを目標とする。

なお、トランプ政権が同プログラムを継続するかどうかは不透明であり、2019会計年度予算には組み込まれていない。

13 Employment and Training Administration, Department of Labor, “TAACCCT Program Summary,” <https://doleta.gov/taaccct/>, (last accessed June 2, 2018), Income and Benefits Policy Center, “Early Results of the TAACCCT Grants,” <https://www.dol.gov/asp/evaluation/completed-studies/20170308-TAACCCT-Brief-4.pdf> (last visited June 2, 2018)

14 Income and Benefits Policy Center, “Early Results of the TAACCCT Grants,” <https://www.dol.gov/asp/evaluation/completed-studies/20170308-TAACCCT-Brief-4.pdf> (last visited June 2, 2018)

米国の労働政策 1.雇用政策 1.3.成人向け施策

執筆／Keiko Kayla Oka（リクルートワークス研究所 客員研究員）

監修／村田 弘美（リクルートワークス研究所）

制作進行／開地 康子（リクルートワークス研究所）

発行日／2019年2月20日

発行／リクルートワークス研究所 グローバルセンター

〒104-8001 東京都中央区銀座8-4-17

リクルートGINZA8ビル

株式会社リクルート

TEL 03-6835-9200

URL www.works-i.com/

本誌掲載記事の無断転載を禁じます。

©Recruit Co.,Ltd. All rights reserved.



参考資料等に掲載しているURLは各ウェブサイトへリンクしております。
ただし、ページの移動もしくは閉鎖している場合がございます。

米国の労働政策

1.雇用政策 1.3.成人向け施策

リクルートワークス研究所
〒104-8001 東京都中央区銀座8-4-17
株式会社リクルート
TEL 03-6835-9200
URL www.works-i.com/